

栃木県の管理道路における予防伐採について

栃木県県土整備部 道路保全課

1. はじめに

栃木県では、台風時の強風等による倒木がライフライン（道路、電気及び通信）を寸断し孤立集落を生じさせてしまう恐れがある箇所について、その要因である立木を事前に伐採することで被害を最小限に防ぐことを目的とした予防伐採を令和2年度より開始しました。

2. 経緯

令和元（2019）年9月の台風15号では関東地方で大規模な倒木による被害が発生しました。

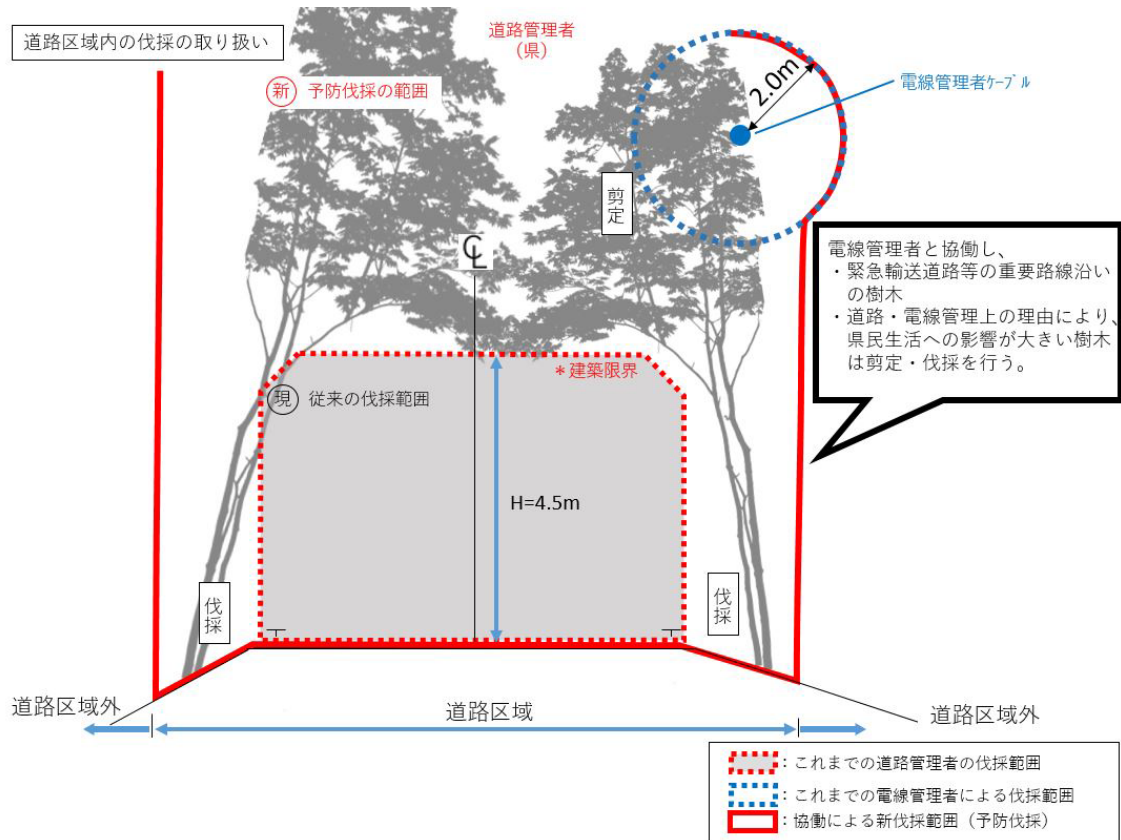
倒木による送電線の鉄塔や電柱の倒壊、配電設備の故障等が発生し、千葉県を中心に通信障害、断水、鉄道の運休等の交通障害など大きな被害を受けましたが、現場においては倒木数が多く連続していたことから除去作業の効率が上がらず時間がかかったため停電が長期間にわたることとなりました。

栃木県内における同台風時の被害としては小規模停電等にとどまりましたが、同年10月に発生した台風19号（東日本台風）においては道路河川被害のほか、倒木の影響を含む約2万軒の停電、約2百回線の電話不通などの大規模な被害を受けました。

そのような中、同年11月に電線管理者から「県と協働し県道沿いの樹木について予防的な伐採を行いたい」との申し出があり、本県においても「倒木による被害の未然防止」「災害時における円滑な物資の輸送経路確保」は有効な取り組みであると判断し、県関係各課及び関係電線管理者と調整を重ね双方の意向が一致する箇所について「予防伐採」を実施していくこととしました。



<倒木による被害の例>

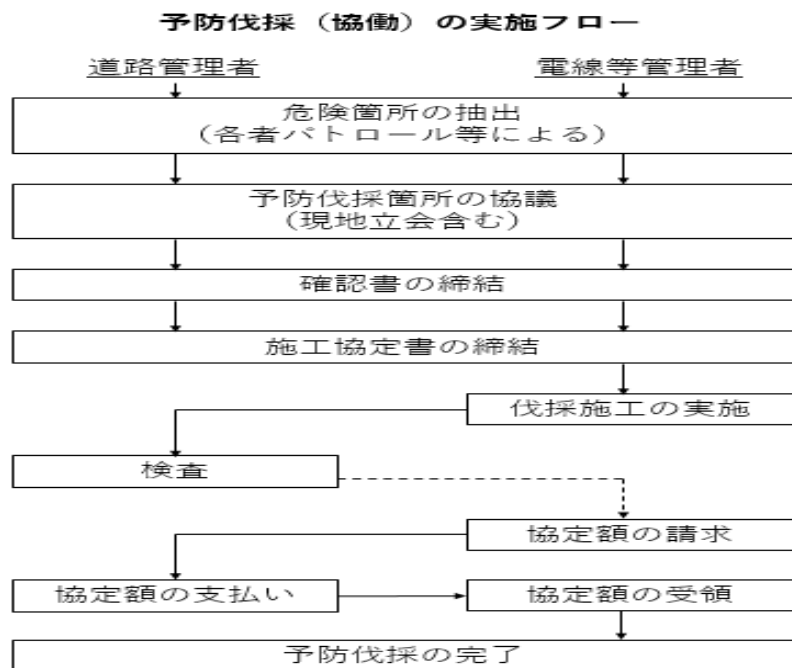


<予防伐採のイメージ図>

3. 実施までの流れ

- ① 基本協定の締結 災害時における相互の協力関係構築、地域の防災力向上への合意
- ② 実施箇所の抽出 孤立しやすい地域、長時間停電の可能性のある地域
- ③ 確認書の締結 予防伐採を実施する路線及び箇所の合意
- ④ 施工協定書締結 費用負担の合意

以下に完了までのフロー図を示します。



4. 実施箇所の選定

道路・電線管理上のリスクが高い箇所（緊急輸送道路等の重要路線、山間部などの電源復旧に日数を要する箇所など）から、電線管理者との協議により優先度が高い箇所を選定しました。

令和2（2020）年度についてはまず試行的な取り組みとして、電線管理者からの提案により世界有数の観光地である日光市中禅寺湖畔（国道120号）において300m区間にて66本の伐採を実施しました。

当該地は国立公園内の観光地であることから伐採にあたっては関係機関との調整、景観、渋滞回避など特別な配慮が必要でしたが、度重なる協議・調整を経た上で目標を達成することができました。

令和3（2021）年度については範囲を拡大し県内7路線にて197本の伐採を実施しました。



<伐採前>



<伐採後>

5. おわりに

これまで道路管理者は建築限界内の枝葉まで、電線管理者は架線に直接影響する枝葉までの剪定を原則としていましたが、予防伐採では双方がこの範囲を超えた樹木の伐採を行い災害時の緊急車両の通行確保及び電気通信の切断防止を進めることとしました。しかし、実施していく中で課題もいくつか浮かび上がってきました。

予防伐採が必要な箇所は、特に山間部道路に多く見られますが、同地区には保安林や国立公園等があることから関係機関との協議が必要となります。

また、観光地における伐採は交通渋滞の回避や作業時間の確保に対する綿密な計画が必要となります。

今後は課題への対応を踏まえつつ、必要箇所の解消に向け電線管理者との協働により予防伐採を進めていきます。

【日光】災害発生時のライフラインを確保するため、県と東京電力パワーグリッド、NTT東日本は、中禅寺湖畔の国道120号で倒木などの恐れがある樹木の予防伐採を初めて協働で行っている。通行止めや停電、通信障害の未然防止などを図る。県道路保全課は「連携することで、より効率的に伐採できる」と説明する。

（岩崎駿祐）

通行止め、停電など対策

県と東電、NTT東

費用低減や効率向上へ

官民協働、初の予防伐採

日光

官民協働で取り組んでいる予防伐採（東京電力パワーグリッド提供）

R2.12.29 下野新聞